

市史だより × 広報なびり 合同企画

歴史ある水路を未来へ



新田区水利組合
組合長 堀川 秀昭さん

厳しく管理される「水」

新田地区には、水を大切にしてきた歴史があります。現在も、新田水路から田んぼに水を取り入れる「水戸口」の大きさや水を入れる時間が決められています。水の取り入れは、2日に1度回ってきませんが、割り当て時間は、「日の出から正午まで」「正午から日の入りまで」「日の入りから午前零時まで」「午前零

時から日の出まで」と分けられ、各家の割り当て時間は昔から変わっていません。そして、割り当て時間以外に水を入れることを禁止しています。

組合員全員で守る「新田水路」

新田地区の農業用水の約8割は伊賀市高尾で取水する新田水路で賄われています。この大切な水路を守るため、85

人からなる新田地区水利組合では、維持管理を欠かしません。田植え前の4月初旬には、組合員総出で溝清掃。また、日常の管理では、2人1組の当番を決め、4月から8月まで原則水曜日と日曜日の週2回、伊賀市高尾(旧青山町)から新田までの約14キロメートルの水路に異常がないかを歩いて確認しています。新田地区には、他地区と比べて厳しい規則もあります。新田水路や、各家から水路に向かって屋敷地の幅のびる「ぜり田」と呼ばれる昔をしのばせる景色が残っています。

先人たちが守ってきた水路や田んぼをしっかり守り、未来へ残すことが、わたしたちの使命と考えています。



各家から新田水路にのびる田「ぜり田」



2人1組の当番が、約14kmある水路を歩いて点検

編集/発行 平成25年8月

■ 水稲の損害評価が始まります ～被害申告はお早目に～

◇一筆方式の七割補償に加入

対象となる被害は？

水稲の損害評価は、加入者から提出された損害評価野帳を基に被害申告のあった水田すべてを損害評価員などが現地調査します。その後、各地区ごとの評価のバランスが取れているかを確認するため、「抜取調査」を実施します。この調査は、三重県農業共済組合連合会も実施し公正かつ適正な評価になるよう何度もチェックします。被害額確定後、12月ごろに共済金の支払いを予定しています。

被害の申告は？

◇損害評価野帳は市農林資源室に備えています。もししくは、損害評価員から頂いてください。
◇野帳に必要事項を記入の上、地区の損害評価員へご提出ください。また、被害

被害申告はお早めに

損害評価をする前に刈取を実施されずと、被害状況が確認できず、共済金を支払うことができなくなりま。被害申告は損害評価の日数なども考慮の上、お早めにご提出いただきますよう加入者のご協力をお願いします。

表示の立札を被害耕地へ立ててください。



農業共済啓発キャラクター「ノーサイ君」

ふるさと い～な

伊賀市・名張市広域行政事務組合

〒518-0825 三重県伊賀市小田町1380番地1
☎ 22-9690 / FAX 24-2265
✉ iga-7@e-net.or.jp
🌐 http://www.e-net.or.jp/user/iga-7/

■ 組合議会の議員のご紹介

伊賀市・名張市広域行政事務組合議会は、両市の市議会より選任された伊賀市8人、名張市6人の議員により構成されています。(敬称略。順不同。○は新たに就任された議員)

議長 永岡 禎 (名張市) 副議長 ○空森 栄幸 (伊賀市)

監査委員 森岡 秀之 (名張市)

議員 ○中岡 久徳 (伊賀市) ○中谷 一彦 (伊賀市) ○市川 岳人 (伊賀市)
○田山 宏弥 (伊賀市) 川合 滋 (名張市) ○北出 忠良 (伊賀市)
○稲森 稔尚 (伊賀市) ○安本 美栄子 (伊賀市) 柳生 大輔 (名張市)
山下 松一 (名張市) 福田 博行 (名張市)

■ 議会報告

7月25日に平成25年第2回組合議会(臨時会)を開催しました。この議会には、農業共済事業特別会計補正予算など5議案を上程し、すべての議案が可決されました。 ※詳細についてはホームページをご覧ください。

議案番号	件名
議案第12号	平成25年度伊賀市・名張市広域行政事務組合農業共済事業特別会計補正予算(第1号)
議案第13号	伊賀市・名張市広域行政事務組合農業共済条例の改正について
議案第14号	平成25年度農作物共済に係る水稲の無事戻金の交付について
議案第15号	損害評価会委員の委嘱について
議案第16号	専決処分の承認について